

「洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第4期計画（素案）」

に対しての意見募集の結果

「洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第4期計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）を行った結果、次の意見が寄せられました。

- 実施期間 平成21年1月26日（月）から平成21年2月25日（水）
- 意見総数 1件

お寄せいただきました意見の概要及び意見に対する町の考え方は次のとおりです。

意見概要

1. 町民意見を徴するには、提示の仕方を意見を出しやすいものにしてほしい。
ホームページについて…どここの家庭にもパソコンはある状況にはない。
役場での閲覧…資料が膨大で目



を通すだけでも時間がかなり、メモや内容の検討をしづらい。

町の考え方

洞爺湖町パブリックコメント制度実施要綱により定められた方法により計画の公表などをしておりますが、町民の皆さんの意見などが更に出しやすくなるよう、パブリックコメント制度実施要綱の内容を検討していきます。

意見概要

2. 計画（素案）の内容は数字だけではわからない。
現在まで実施したことが数字に表されているものの分析がない。
数字の流れだけで将来につなぐのは安易すぎる
政策を町として現状のどこが問題であり、将来改善しようとしているのかを総合的に見た政策を示してほしい。
町民（利用者）の立場から現状の政策で十分なのか不便さや困ることがないかをつかんで

いのでは改善にならないと思う町の考え方

サービスの種類ごとに、若干のコメントを載せていますが、計画のメインとなります介護保険料の数値を導くために、どうしても数字が多くなっています。いただきましたご意見は、第5期計画策定時において工夫をしていきたいと思っています。

これまでのサービスの利用実績や65歳以上の方々にアンケート調査を行うなどをとくに計画を策定しております。

被保険者の増加や要介護（要

支援）認定者数の推計も増加することが見込まれるため、要介護状態の軽減及び要介護・要支援状態にならないための予防対策の推進が重要となっています。

本計画においてはこれらを含め、将来推計と対策について総合的に記載をしています。

町民（利用者）の皆さんの意見を計画に反映することを目的に、平成20年8月に、要介護支援（認定者の方全員（489名）と、65歳以上の一般高齢者から700名の方を選んでアンケート調査を実施しており、意見な

どを反映できるものは、計画に反映しています。

健康福祉課介護保険グループ第2期洞爺湖町障害福祉計画の意見募集の結果

町では、第2期洞爺湖町障害福祉計画（平成21年度から平成23年度）（素案）に対するパブリックコメント（計画に対するご意見など）を、平成21年2月16日より3月13日まで募集いたしました。ご協力ありがとうございました。

児童手当などのお知らせ

児童手当等に関する申請書類の提出

児童手当等を受けられていない方

出生または転入により、まだ児童手当などの申請をされていない方、前回の判定において所得制限などにより児童手当などを受けられていない方は、健康福祉課まで連絡ください。

現在児童手当を受けられている方

児童手当などを受けている方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当などを引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

現況届手続期間 6月1日から6月30日
届出場所 健康福祉課・洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所住民係

現況届に必要な添付書類など

- ・印鑑
- ・健康保険証の写し（サラリーマンなどである場合に提出）
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成21年1月1日現在、洞爺湖町に住所がなかった場合に提出）



健康福祉課 福祉・高齢グループ ☎74-3001